

第47回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 31 日（火） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 2 場 所 長野県庁 西庁舎 3 階 303 号会議室
- 3 出席者
（委 員） 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
（事務局） 竹村課長、前島企画幹、竹内担当係長、水越主事、荻原主事
- 4 議 題
（1） 意見聴取案件について
（2） その他
- 5 経 過
（1） 7 月 24 日（火） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
（2） 7 月 31 日（火） 審議会の開催（別紙のとおり）
（3） 8 月 6 日（月） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

会 長： これより、第47回の個人情報保護運営審議会の開会をさせていただきます。本日は、153件の審議がございます。新規の案件も29件ほどございますので、また忌憚のないご意見等をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それではまず、定例案件についての審議をいたします。お手元に案件一覧表と追加、差替えの資料が置いてあるのですね。

事務局： はい、お手元に置いてあります。

会 長： わかりました。一部差し替えもあるようですので、またご指示ください。では案件一覧表の1ページ、番号1番市町村課から番号68番の地方独立行政法人の長野県立病院機構の案件について、まとめて事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局： (説明 番号1番～68番)

会 長： 以上が定型案件ということでございますが、よろしいでしょうか。

委員： (意見、質問なし)

会 長： それでは、一般案件の方に移りたいと思います。案件一覧表の6ページ、案件番号69番の広報県民課から、83番のこども・家庭課の案件について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局： (説明 番号69～83番)

会 長： ありがとうございます。何かご質問ご意見等はございますか。

委員： (意見、質問なし)

会 長： では続けて次にまいります。

事務局： (説明 番号69～83番)

会 長： ありがとうございます。ここまで、ご質問・ご意見等ございますか。では私から1つ、案件75番の保育士登録事務の関係ですが、結局本人

外から収集するというので、保育士登録簿みたいなものがあるということですね。

事務局：　そうです。そういった名簿に記載がありまして、それを人材バンクのほうでも保育士登録されている方の情報が必要だということです。

会長：　なるほど。保育士登録に漏れがあるということはないですか。議員登録や潜在看護師さんの問題でもそうですが、登録されている保育士さんは全て網羅されているのですか。

事務局：　そうです。委託先のある保育士登録事務センターは全国の47都道府県がすべてこのセンターに委託をしております、保育士登録をされた場合や、試験に受かった等の場合には、全部そのセンターに届け出ているという形になっております。

会長：　だから漏れない。漏れがあると本人収集も意味があると思ったのですが、全部網羅されているということでよいでしょうか。

事務局：　網羅されています。

会長：　では問題ないですね。わかりました。ありがとうございます。
ほかに何かございますか。

では、続きまして案件84番私学振興課から95番の環境政策課の案件まで説明をお願いします。

事務局：（説明　番号84～95番）

会長：　ありがとうございました。何かご質問・ご意見等はございますか。
私から、案件87番の多機関協働による包括支援体制構築事業について、本人外収集の根拠が条例4条3項3号と書いてありますが。

事務局：　3号とは、身体、生命、財産に危険があるときですが、今回は4号ですね。

会長：　4号。

事務局： 3号でなく4号該当になります。

会長： 4号該当、本人から収集することによって、事務の円滑な実施を困難にするということですか。

事務局： そちらになります。

会長： 3号だとかなり限定されると思いますが。

事務局： 4号になります。

会長： 3号は入れなくていいですか。

事務局： 3号になってくると、例えば、急に輸血が必要なときに3号になってきますが、予め3号で登録簿を作成するというのは少しなじまないのではないかと思います。

会長： もっと広く必要性があり、そういう支援体制があったほうがいいと思ったので、3号だと緊急かつやむを得ないという括りがあるから、かなり限定されてしまうのではないかと思います。根拠条文を3号、4号の両方でいきますか。どうされますか。

事務局： この事務の性格としましては、3号ではなく4号です。

会長： では、3号を4号に変更ということでいいですか。

事務局： 失礼いたしました。

会長： では、案件87番については、本人以外収集の根拠を、第4条第3項第3号から第4号に訂正した上でご承認いただくという形よろしいでしょうか。

事務局： 失礼いたしました。

会長： ほかに何か、よろしいですか。
では続いて、案件一覧表7ページ、番号96番農業技術課から番号104

番の森林づくり推進課までの案件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 96～104 番）

会 長： ありがとうございます。では委員の方々、何かご質問はございますか。

委 員： 字句の問題ですけど、428、429 ページで、長野県個人情報保護条例第4条、6号と普段書いていますか。

事 務 局： 第6号ですね。

会 長： 何ページでしょうか。

委 員： 428、429 ページ、条文の記載で4条6号ですかね。

事 務 局： はい。

会 長： 号が抜けているということですね。4条第6号ですね。

事 務 局： 第6号です。

会 長： 第6号ですね。

委 員： 記載は第6号ですね。

会 長： そうですね、一応作成した登録簿については、1、2、3、4、5、6を第1号、第2号、第3号と書いているので、第6号の方がいいということですかね。428 ページのあなたに関する個人情報について、という文章の条例第4条6を第6号に訂正するという形にさせていただきたいと思えます。ほかにございますか。

では私から1つ、421 ページの案件 97 番について、本人以外収集の根拠が、条例の第4条第3項第3号と書いてありますが、4号ということでしょうか。

事 務 局： そうです。申し訳ございません。

会 長： そうですね。本人外収集理由云々と書いてあるので、これも第3号でなく第4号ということによいでしょうか。

事務局： はい。

会 長： そのように訂正の方をお願いいたします。ほかはいかがでしょう。

委員：（意見、質問なし）

会 長： はい。では続いて案件一覧表の8ページ、番号105番全国都市・緑化フェア推進室から第115番北アルプス地域振興局企画振興課の案件につきまして事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号105～115番）

会 長： いかがでございましょうか。皆様の方で何かご意見、ご質問ございましょうか。

委員：（意見、質問なし）

会 長： では続きまして案件一覧表9ページ、教育委員会116番から番号127番までの案件をご説明をお願いします。

事務局：（説明 番号116～127番）

会 長： ありがとうございます。いかがでしょうか。

委 員： 案件（6）（一般案件④）の冊子の569ページ、116番の案件は、今の説明の中に入っていましたか。

会 長： 公益信託引受許可事務。

委 員： これも語句だと思いますけれど、本人外収集の根拠条文が載っていますが、4条第3項第1号となっています。これは第4号ではないのですか。1号でよければそのままでもいいのですが。

会 長： いかがでしょうか。本人外収集の根拠について。

委 員： 次ページの本人外収集を見ると、第4号の要件検討をしています。

会 長： 1は法令、規則に基づく収集の場合で、長野県教育委員会云々の規則が書いてあるので1号でいいと思ったのですが。ただ、571ページの本人外収集の所では、4号にあたる記載があります。これはどうでしょうか。

事 務 局： 公益信託事業は、公益信託法という法律で定められておまして、その中の577ページでございますけれども、受託者が事務官庁の許可を受けることによって効力を生じると、下線がありますけれども、これをもって1号と記載しておりますが、正確にいうと1号と4号という形に修正をお願いしたいと思います。すみません。ありがとうございます。

会 長： 4号も含めて委員会の方の意見を聞くという形でよろしいですね。569ページの収集方法、本人以外という所の根拠、条例4条第3項第1号とあるのを、第1号及び第4号という形でよろしいですか。

事 務 局： はい。

会 長： 変更、訂正をしていただいて、ご審議いただきたいと思います。

委 員： 573ページも同じになりますか。

事 務 局： そうです。監督に関する規則もそうです。

会 長： 案件何番ですか。

事 務 局： 運営状況確認事務ですね。

会 長： 何ページ。

委 員： 573ページ。

会 長： 573ページの登録簿も修正して、本人以外収集の根拠、条例の第4条第

3項第4号を第1号及び第4号に訂正するという事によろしいですか。

委員： はい。

会長： ほかによろしいでしょうか。
では続いて一覧表の11ページ、公立大学法人長野県立大学137番の案件から148番の案件まで事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号137～148番）

会長： ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員： 661ページの個人情報取扱事務の名称が、短期大学云々と、並行するものが公立大学とマッチングしていませんが、これでいいですか。

事務局： 短期大学と4年制の大学の2つを公立大学法人長野県立大学という公立大学法人が持つことになりました。

委員： そういう意味なのですね。短期大学も生きていますよね。2年生が残っているわけですね。そういうことですね。

事務局： そういうことになります。

委員： わかりました。

委員： また細かいことですが、665ページの県立大学以外の者への提供の有無で、提供の根拠条文の5条とは、県条例のことですね。

事務局： 県条例です。

委員： 条例第5条2項1号、2項1号、2項2号、1項は。

会長： 何ページになりますか。

委員： 665ページです。

- 会 長： 665 ページの提供の関係ですね。
- 委 員： ご確認いただいて。
- 会 長： 提供の根拠が5条1項1号。
- 事 務 局： ご指摘のとおりですね。
- 事 務 局： 2項になります。
- 委 員： それではまず2項にする訂正が3つありますね。あと、公立学校共済の根拠条文は5条第2項の2号でよろしいですか。
記録情報の本人に提供するとき又は同意を得たときということなのか、一応ご確認いただきたいと思います。
- 事 務 局： わかりました。
こちらについては1号だけなのか、公立学校共済だけが同意なのかということですね。
- 委 員： 1号はたぶん法令等なので、市町村、税務署と、公立学校共済とは性質が違うので、1号ではないと思います。2号でいいのかどうなのかですね。
- 会 長： まず第5条の第2項ではないのですか。
- 委 員： 第5条第2項なのですが。
- 会 長： 条例第5条第1項の部分は全部第2項ですよ。2に全部訂正をして、その上で1号か2号かということですよ。ただ、法令ではなさそうですよね。
- 委 員： ですね。
- 会 長： 公立大学の給与規程だから、法令等ではなさそう、1号ではなさそうですね。
- 委 員： 2号だとすると、個人情報の本人という場合、今回はまさに本人を指し

ているのですか。

事務局： 職員を指しています。

会長： 職員。

事務局： 職員の同意があつてのこと。

委員： 公立学校共済に。

事務局： 共済に提供する際に、職員本人の同意を得ています。

会長： 本人の同意ですね。

委員： 同意「あり」ですか。

事務局： 同意「あり」という形になります。

会長： 根拠は同意なのですか。

事務局： 根拠は同意です。

会長： 市町村も税務署も全部ですか。

事務局： 市町村と税務署は法令に基づく提供になります。

会長： 法令とは。

委員： 市町村、税務署の法令ということですか。

会長： 市町村、税務署の法令ということです。

委員： 法令はありますか。

会長： 法令はあるのですか。ここの登録簿では法令がわかりませんね。

事務局： そうだと思います。

事務局： 市町村税と国税の申告ということで地方税法です。

会長： 地方税ですか。

事務局： 税の振興のために提供しますよ、ということです。

会長： 市町村の場合は地方税法、税務署の場合は所得税法、公立学校共済は2号でいいですか。

事務局： 法令でなく同意ということですね。

会長： わかりました。訂正としては、この3行の根拠条例全てを第2項に訂正していただくということだけでいいですか。

事務局： はい、ありがとうございます。

会長： よろしいですか。

委員： やはり 667 ページの。

会長： そうですね。

委員： そこが気になってきます。

会長： これは4号ではないかと思います。

委員： そうです。

会長： 3項4号ですね。同意ではなくて。

事務局： この部分ですね。そうですね。

会長： 第2号を第4号に訂正という形でよろしいですか。

事務局：失礼いたしました。

会長：はい。ほかに何かございますか。

委員：（意見、質問なし）

会長：はい。では一般案件の審議につきましては、これで終了しましたので、続きまして登記簿の廃棄案件の審議に入ります。案件一覧表 13 ページの番号 149 番の私学振興課の案件から、教育委員番号 150 番から 153 番の案件について説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 149～153 番）

会長：ありがとうございました。廃棄案件について、よろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会長：以上で本日の意見聴取案件につきましては、すべて終了いたしました。今回の審議会におきましては、一応意見のついた案件はないということでご了承いただいてもよろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会長：続きまして、議事のその他に移ります。はじめに議事録の確認を行っていただきます。

前回第 46 回審議会の会議録をそれぞれお手元に送付させていただいておりますが、記載内容について、何かご意見ございますか。

委員：（意見、質問なし）

会長：第 46 回の審議会の会議録はこの内容で確定とさせていただきます。続きまして次回の審議会の日程を調整させていただきたいと思っております。事務局からご説明をお願いします。

（日程調整）

会 長： 次回は11月20日火曜日の2時からということで、よろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。長時間お疲れ様でございました。